

国立大学法人名古屋大学と国土交通省中部地方整備局との 連携・協力に関する協定書

国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」という。）と国土交通省中部地方整備局（以下「整備局」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋大学と整備局がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力の推進・強化を図るものである。

名古屋大学にあつては、教育・研究及び地域社会への貢献について、整備局にあつては、社会資本整備・維持の推進による持続可能で活力ある国土・地域づくりについて、相互に連携・協力し、地域における防災機能の向上及び地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 名古屋大学と整備局は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- （1）教育・研究及び地域社会への貢献に関すること。
- （2）社会資本整備・維持に関すること。
- （3）その他、両者が必要と認める事項。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の3か月前までに、名古屋大学又は整備局のいずれから改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、名古屋大学及び整備局が協議して別途定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成25年12月16日

国立大学法人名古屋大学総長

国土交通省中部地方整備局長
